

## 「史記索隱」における劉佑莊「史記音義」の投影について

著者	青木 五郎
著者別名	AOKI Goro
雑誌名	漢文學會々報
巻	23
ページ	30-36
発行年	1964-06-25
URL	<a href="http://doi.org/10.15068/00148601">http://doi.org/10.15068/00148601</a>

「史記索隱」における劉伯莊「史記音義」の投影について

青 木 五 郎

(一)

李唐の崇賢館學士劉伯莊の「史記音義」については、兩唐志・索隱序・正義序などにその名がみえ、從來、「索隱」・「正義」に先行するものとして、更には劉宋の裴翊の「集解」と「索隱」・「正義」との軛帶の役目をはたすものとして注目されてきたが、その書は早く佚して傳わらず、今日僅かに「索隱」・「正義」に引用されているものにその一端を窺いうるに過ぎなかつた。然るに、この度、わが國に残存する史記古鈔本・古板本・史記抄を精査することによつて、全く新しい佚文百八十五條を確認することができたのを機に、今一度、劉伯莊史記音義の史記注釋史上における位置を明確なものにするため、特に「索隱」との關係について考察してみようとするのが、本稿の目的である。

(二)

劉伯莊の「史記音義」(以下單に「史記音義」と言へば劉伯莊注のものを指す)と、司馬貞の「索隱」との關係を考ふるに先立つて、まず、劉伯莊注の佚文の内容を概観してみると概ね次の如くである。

	索隱引	正義引	新輯佚文
(イ) 異字異文に關するもの……………	5 字	—	約 30 字
(ロ) 音に關するもの……………	約 70 字	6 字	約 50 字
(ハ) 訓又は簡單な語句の置き換え……………	約 30 條	5 條	約 45 條
(ニ) 語句の解釋に關するもの……………	約 30 條	12 條	約 30 條
(ホ) 地理に關するもの……………	約 20 條	12 條	約 10 條
(ヘ) 文章の解釋に關するもの……………	約 15 條	8 條	約 40 條
(ト) 解說的なもの……………	約 15 條	6 條	約 25 條
(チ) 集解に注するもの……………	3 條	5 條	2 條

(イ)は

〔瑤琨竹箭〕(夏本紀)

劉伯莊本竹箭作篠篔

の如く、劉伯莊本との文字の異同を校記したものが大部分で、劉伯莊が文字の異同について論ずるものを引用するのは若干數である。

(ロ)は

〔中更胡傷攻趙鬪興〕(秦本紀)

劉伯莊曰、鬪音於葛反、與音餘

の如く、音解を施すもので、單に字音を示すものから、音解によつて意味をも同時に示そうとするものまで種々である。

(ハ)は

〔批亢擣虛〕(孫子吳起列傳)

劉伯莊曰、批猶擣也、亢猶敵也

の如く、「某某也」・「某猶某也」の形によつて代表されるもので、古く説文・爾雅・韻書などにみられる最も簡単な附注形態である。

(ニ)は

〔曷鼻巨肩〕(范雎蔡澤列傳)

劉伯莊曰、拒肩謂項低肩豎也

の如く語句を解釋したもので、この中には、かなり劉伯莊特有の説が入っているものと思われるものである。

(ホ)は

〔燒夷陵〕(白起王翳列傳)

劉伯莊曰、夷陵在楚西界、楚先君墳墓所在也

の如きもので、地理志や括地志などの記述とは大いに異なる。

(ロ)は

〔七意亦捐燕弃世東游於齊乎〕(魯仲連鄒陽列傳)

劉伯莊曰、言若無還燕、須向齊也。

の如く、文脈に留意しつつ、文章を簡単な語句を用いて判

りやすく解釋したもの。

(ト)は

〔東有東海、北過大夏、人迹所至、無不臣者、功蓋五帝、澤及牛馬、莫不受德、各安其宇〕(秦始皇本紀)

劉伯莊曰、夏・者・馬三字、皆本音即與字字相叶

の如く、その個所に特有な事情を解説したものである。

右の表によつてみるに、索隱所引のもの、正義所引のもの、新輯佚文のいづれもが、その内容において殆んど軌を一にしており、恐らくは、劉伯莊史記音義の原型も、その内容の比率においては、これと大差ないものとみて差支えなからうと思われる。

(三)

さて、右にあげた劉伯莊注のうち、索隱との關係を考へる上に注意しなければならないのは、一つは、上表(イ)に示した「集解」に注するものという一條である。私は、司馬貞の「索隱」を特色づける一つに、裴駰の「集解」を批判、補説し、更にこれを表章せんとする姿勢が顯著であることとをあげるのであるが、この「集解」に注するという意識ももちろん、これは孔穎達らの「五經正義」などといった經疏と無縁ではないと思われる。――が、すでに劉伯莊注の中に若干ながらみられるということは、史記の注釋史を考へる上からも重要なことであると思われる。

今一つは、劉伯莊の注解の中にあつて、上表にあげた

(ハ)、(ト)の如き注解が、かなり大きな比重を占めているといふことである。(イ)の文字の異同、(ロ)の音注、(ハ)の訓解、(ニ)の語句の解釋、(ホ)の地理說等に關しては、先行する徐廣、斐駟、鄒誕生らの注家が等しく取り扱つた點であるが、(ハ)の文章の解釋、(ト)の解説などの注解は、唐の「索隱」・「正義」(特に索隱において顯著である)をまつて、はじめて、注解上の重要な問題として意識されるのである。従つて劉伯莊の注解の中に、かくの如き注解が、かなり多數みられるといふことは、索隱(或は正義)に先行するものとして、更には索隱(或は正義)に與えた劉伯莊注の影響を考へる上からも、注目しなければならぬことであろう。

以上、附注形態、或は問題意識の面から、索隱における劉伯莊注の投影を論じたのであるが、それでは、司馬貞は具體的には如何なる姿勢で劉伯莊注のぞんでいるのであるうか。

#### 四

司馬貞が「索隱」中において、劉伯莊注と明示してその説を引用するものは、上表に示した如く、凡そ一百九十條である。この數は、張守節が「正義」に引用する劉伯莊注四十八條と比較するとき、司馬貞が可成り積極的に劉伯莊注に對處しようとしていたことは想像に難くない。いま、この一百九十條を、便宜上、(イ)異字異文に關するもの、(ロ)音に關するもの、(ハ)義に關するものに大別して、その各々

において、司馬貞が劉伯莊注を引用するときの姿勢について考察してみたい。

#### (イ) 異字異文に關するもの

異字・異文に關しては劉伯莊注をひいたり、或は劉伯莊本との校記を記す索隱注は、僅か數條に過ぎない。この數は、索隱が徐廣異文を引くもの(約六十條)、鄒誕生異文を引くもの(約四十條)に比べてもはるかに少ないものである。徐廣・鄒誕生等に比して、他の面では最も大きな影響を受けていると考えられる劉伯莊注も、異字・異文に關しては、このように少ない引用度しか示さないのは、一つには、劉伯莊自身が、異字・異文に關する注解を施さなかつたこと、二つには、時代的にも近接する劉伯莊、司馬貞兩者が依據したテキストが極めて近い性質のものであつたことを示すものであり、更に言うならば、司馬貞はテキストの面において、劉伯莊の史記音義本を踏襲するものであることを物語っているのではなからうか。

#### (ロ) 音に關するもの

次に、劉伯莊の音注に對して、司馬貞が如何なる姿勢を示しているかといふことであるが、司馬貞自身「比於徐・鄒音則具矣」(前序)、「音乃周備、義則更略」(後序)と言つている如く、徐廣・鄒誕生の音注よりも、更に備つたものとして、可成り高い評價を與えている。今、索隱注に引用する七十三字についてみるに、劉伯莊の音を否定する

ものは僅か四條に過ぎなく、他は全て。劉伯莊の音を單獨で引用するか(二十八字)、徐廣・鄒誕生・包愷・顏師古などと對比させて引用するもの(四十字)が大部分であることは、司馬貞が音注の面においても、劉伯莊注を大いに尊重したことを物語るものである。また、音注を引く個所については、固有名詞や難解な文字に關するものが大部分である。これは、徐廣・鄒誕生の音を引く場合と同一であるが、徐廣や鄒誕生の音を引く場合は、殆んどが他家の注と對比させて引用しているのに對し、劉伯莊の場合は單獨でこれを引用するのが二十八字の多きを數えるということ、劉伯莊音に對する司馬貞の傾斜が、前二者に比して激しいことを物語るものであると思はれる。

(ハ) 義に關するもの

次に索隱に引く劉伯莊の「義」に關するものについて考えてみたい。ここで「義」というのは、前表の(イ)から(ク)、すなわち、訓や簡單な語句の置き換えから、解說的なものまで全てを含めていうのであり、索隱は凡そ一百一十條の劉伯莊注を引いている。そして、その大部分は、劉伯莊をそのまま單獨引用して史文の理解にあてている(約七十條)のであり、他と對立させて引用したり(十數條)、劉伯莊注を補説したり(一條)するものは、僅かである。これは、音注の場合と同じく、徐廣や裴駟注を引用するときには、逆にこの後者の場合が殆んどであつたのと、著しく異ると

ころである。このことは、徐廣・裴駟等の注解に對しては、いわゆる「古注」としてこれに對處し、それらを補説・表彰する「注疏」的態度を持していたのに對し、劉伯莊注に對しては、斟酌すべきものは積極的にとり入れて自注とするという、同一時限においてこれを扱おうとする司馬貞の姿勢が窺知されるのである。このことは、とりもなおさず、索隱注における劉伯莊注の影響の大なることを想像せしめるものであるが、更に、わが國に残存する古鈔本・古板本・史記抄等の書入れにみられる新しい劉伯莊注の佚文(索隱・正義所引の劉伯莊注と重複しない全く新しいもの)と該所の索隱注とを比較するとき、索隱注における劉伯莊注の投影が、極めて明瞭な形で實證されるのである。次に、このことについて項を改めて考察してみよう。

(イ)

既に表示した如く、わが國に傳わる史記古鈔本・古板本及び史記抄などの書入れ中に殘存する劉伯莊史記音義の佚文は、百八十餘條を數えるが、これらの佚文と該所の索隱注とを比較するとき、兩者の間に極めて密接な關係があることに氣づくのである。それは、或は校記された劉伯莊本と單索隱本とが一致したり、劉伯莊の音注と全く同じ音が索隱に附されていたりするところにみられるのであるが、ここでは「索隱」に與えた劉伯莊注の影響を最も明瞭な形で示してくれる「義」に關するものについて兩注を比較し

てみたい。

まず、新輯佚文一百八十餘條のうち、いわゆる「義」に關するものは一百五十條であるが、これを該所の索隱注と比較するとき、そのうち、約四十條にのほる多數が、索隱注と極めて密接な關係をもつて、ことがわかるのである。

この事實は、索隱が「劉伯莊云」と明示してその説を引用する一百九十條以外の部分、すなわち、司馬貞の注解と考えられている部分においても、劉伯莊注を斟酌することの多いことを物語るものであり、索隱注における劉伯莊注の投影の姿をみる上に極めて重要なことであると思われるので、今、いくつかの例をあげてみよう。尙その際、該所の「正義」をも同時にあげて、司馬貞の「索隱」が、「正義」に比して、如何に劉伯莊注の影響を受けているかを比較考察する資としたい。(尙、索隱との重複を厭つて合刻時に削除された正義佚文に引用する劉伯莊注も考察の對象となり得るので同時に例示する)

(イ) 訓乃至は簡單な語句の解釋に關するもの

次の如く、劉注と索隱注とが全く同じものから、索隱は劉注を更に詳説したようなものまで種々であるが、特に該所の正義と比較することによつて、索隱には何らかの意味で劉莊の投影をみる事ができるのであろう。

〔夫悍藥入中則邪氣辟矣〕(扁鵲倉公列傳)

劉注：辟猶聚也

索隱：辟猶聚也

正義(佚文)：辟、言惡風也、劉伯莊云、辟猶聚也、恐非其理也。

〔岐丙〕(蘇秦列傳)

劉注：丙謂繫盾之綬

索隱：丙音如字、謂繫楯之綬

この個所、正義注なし

〔批患折難〕(范雎蔡澤列傳)

劉注：批音白結反、謂習擊而却

索隱：批音白結反、又音豐雞反、批患謂擊而却之

この個所、正義注なし

〔曷鼻巨肩〕(范雎蔡澤列傳)

劉注：拒肩、謂項低肩豎也、(按劉氏本巨作拒)

索隱：巨肩、謂肩巨於項也、蓋項低而肩豎、

正義：脣或作肩、言肩高、(按正義本肩作脣)

〔不惑於姦臣之態〕(范雎蔡澤列傳)

劉注：態猶諂心也

索隱：態謂姦臣諂詐之志也

この個所、正義注なし

〔而嚴家無格虜者何也〕(李斯列傳)

劉注：格彊悍虜奴隸也(佚文正義引)

索隱：格彊悍虜奴隸也

このような例は以上の外に、なお數例をあげることがで

きる。

(四) 文義の解釋及び解說的なもの

前項においては、司馬貞が「劉伯莊云」とことわるまでもない一般性をもつたものもいくらか含まれていると思われるが、本項に例示する次の如きものは、明らかに劉伯莊注を斟酌して成つたと思われるものであり、かくの如き例が數多く見出されるということは、索隱注に與えた劉伯莊注の影響の大なることを證するものであらう。

(1) 劉伯莊注と索隱注とが殆んど同じもの

〔今王使盛橋守事於韓、盛橋以其地入秦〕(春申君列傳)

劉注：秦使盛橋守事於韓、亦如楚使召滑於越也、竝內

行章義之難

索隱：按秦使盛橋守事於韓、亦如楚使召滑於越然、竝內

行章義之難

この個所、正義注なし

〔貫頤奮戟者〕(張儀列傳)

劉注：貫頤、以兩手捧面直入敵、言其勇也(佚文正義

引)

索隱：貫頤、謂兩手捧頤而直入敵、言其勇也

〔魏聞之襲楚至鄧〕(屈原賈生列傳)

劉注：鄧在漢水之北、故鄧侯城也

索隱：按此鄧在漢水之北、故鄧侯城也

正義：故鄧城在城州安養縣東北二十二里

このように劉注と索隱が殆んど同じ例は右の外にも二例ある。

(2) 基本的には劉注に依りながら、これを敷衍させていると思われるもの

〔世以鮑焦爲無從頌而死者、皆非也〕(魯仲連鄒陽列傳)

劉注：言其不寬容故自取死、如此言者非是也

索隱：世人見鮑焦之死、皆以爲不能自寬容而取死、此

言非也

この個所、正義なし

〔衆人不知則爲一身〕(魯仲連鄒陽列傳)

劉注：其恥居濁代而避之、非爲一身也

索隱：言衆人不識鮑焦之意、焦以恥居濁世而避之、非

是自爲一身而憂死、事見莊子

正義：按魯仲連留趙而不去者、非爲一身

〔亡意亦捐燕弃世、東游於齊〕(魯仲連鄒陽列傳)

劉注：言若無還意、須向齊也

索隱：言若必無還意、則捐燕而東游於齊乎

正義：若不歸燕失意、棄其忠良之名、東游齊國也

なお、このような例は、右のほか六例を數える。

(3) 劉伯莊注を簡單にしたり、少しく改易したと思われ

るもの

〔故物賤之徵貴、貴之徵賤〕(貨殖列傳)

劉注：徵求也、此處賤、求彼貴處賈之、此處貴、求彼

賤處賣之

索隱：徵者求也、謂此處物賤、求彼貴賣之

正義：徵召也、言物賤彼貴處徵召之必至也

〔列侯武城侯王離云々、倫侯建成侯趙亥〕（秦始皇本紀）

劉注：列、封土也、倫、類也、積功勞食封邑、謂之列

侯也、但有封名而無食邑、謂之倫侯

索隱：倫侯、爵卑於列侯、無封邑者、倫、類也、亦列

侯之類

この個所、正義注なし

このような例は、外にも三例ある、

以上、いくつかの面から、索隱が劉伯莊注と明示しない部分においても、劉注を斟酌すること大なるものがあることを、新輯した劉伯莊史記音義の佚文と、索隱とを對比させることによつて考察したのであるが、これは該所の正義注をも参照するとき、一層明確なものになると思う。すなわち、上に注記した如く、該所に正義注がないものが多いこと、また、たとえそこに正義注があつたとしても、特に、注釋形態や使用語彙の面において、索隱が正義に比して、より劉伯莊注に近いことは一目瞭然であろう。

(4)

以上、やや繁雜になつたきらいはあるが、司馬貞の「索隱」に與えた、劉伯莊の「史記音義」の影響を考察したのであるが、右の論證を通して結論的に言えることは、

(一) 「索隱」(或は「正義」も)の特色と考えられる「集解」に注する「疏」的性格、並びに文義の解釋、解説的な注解が、すでに劉伯莊注の中にみられる。

(二) 「索隱」が劉伯莊注を引用する(一百九十條)ときの姿勢は、徐廣・裴駰・鄭誕生等の説を引用する場合と異なり、同一時限において劉伯莊注を積極的に受容・利用せんとしている。そしてこの積極性は、張守節が「正義」の中に劉注を引用するもの四十八條と比較するとき極めて端的な形で實證されうる。

(三) 「索隱」が劉伯莊注と明示しない部分の注解においても、劉伯莊の史記説が、かなり大きな密度で投影している。

ということである。特に第三の點は、「索隱」中に占める劉伯莊の史記説の比重が、従前の資料によつて想定していたものをはるかに凌ぐものであることを實證するものであり、やがてそれは、史記注釋史上における劉伯莊の「史記音義」の位置をも一層明確なものにするものともなりうるであろう。

(大學院博士課程)